

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収獲調査委託3号物件 (盛岡地区) (盛岡森林管理署)	253.35	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 年 月 日

至 令和 9 年 2 月 5 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 盛岡森林管理署長 山口 孝(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収獲調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) (住所) 岩手県盛岡市北山二丁目2番40号
(氏名) 分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 山口 孝

受託者 (乙) (住所)
(氏名)

調査内訳書

3号物件 (盛岡地区)

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	盛岡	国有林	525い1	6.98	442	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
2	盛岡	国有林	525い2	0.46	40	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
3	盛岡	国有林	525い3	9.29	337	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
4	盛岡	国有林	525ろ1	2.56	158	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
5	盛岡	国有林	525ろ2	1.15	77	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
6	盛岡	国有林	525ろ3	0.59	40	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ろ2襲用
7	盛岡	国有林	525ろ4	11.55	648	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
8	盛岡	国有林	525ろ5	11.67	1,082	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
9	盛岡	国有林	525ろ6	5.91	332	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
10	盛岡	国有林	525ろ7	6.27	219	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
11	盛岡	国有林	525ほ1	1.82	108	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
12	盛岡	国有林	525ほ2	11.30	250	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525ほ4襲用
13	盛岡	国有林	525ほ3	7.70	168	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
14	盛岡	国有林	525ほ4	6.79	320	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
15	盛岡	国有林	526い1	4.73	262	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526い7襲用
16	盛岡	国有林	526い2	4.80	315	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526い7襲用
17	盛岡	国有林	526い3	4.68	227	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526い7襲用
18	盛岡	国有林	526い7	4.90	327	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
19	盛岡	国有林	526い8	4.99	331	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526い7襲用
20	盛岡	国有林	526ろ	8.96	813	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526い7襲用
21	盛岡	国有林	526ほ	0.69	54	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
22	盛岡	国有林	526ほ	0.64	16	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	526ほ襲用
23	盛岡	国有林	528い1	27.14	2,391	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
24	盛岡	国有林	528い2	26.09	2,419	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
25	盛岡	国有林	528ぬ1	0.45	27	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
26	盛岡	国有林	528ぬ2	0.25	15	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	528ぬ1襲用
27	盛岡	国有林	529い1	2.42	653	皆伐	100	標準地(簡標)	
28	盛岡	国有林	529ろ1	4.65	182	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	529へ1襲用
29	盛岡	国有林	529ろ4	2.50	443	皆伐	100	標準地(簡標)	
30	盛岡	国有林	529ろ4	2.07	146	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	529ろ8襲用

調査内訳書

3号物件 (盛岡地区)

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
31	盛岡	国有林	529ろ6	20.37	652	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
32	盛岡	国有林	529ろ8	45.14	1,534	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
33	盛岡	国有林	529へ1	3.00	191	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
34	盛岡	国有林	529へ2	0.50	31	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	529へ1襲用
35	盛岡	国有林	529と	0.34	113	皆伐	100	標準地(簡標)	
合計				253.35	15,364				

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第11条により対応する。